

選択の自由としてのUD

— 排除アートと公共空間運用マネジメントの視点からの考察 —

JFMA調査研究委員会
ユニバーサルデザイン研究部会

An illustration showing a group of diverse hands of various skin tones and ages stacked together in a circle, symbolizing unity and collaboration. The hands are wearing different colored sleeves and accessories like bracelets and a watch. The background is a dark, textured grey.

01

ユニバーサルデザイン研究部会について

ユニバーサルデザイン研究部会について

当調査部会では、2003年の発足以来、オフィスにおけるユニバーサルデザインの実現に向け、以下の3つの手法を提案してきました。

- ① UDガイドラインの策定
- ② UD総合評価手法（CASUDA）の開発
- ③ UDレビューの考案

これまでの成果は、調査研究報告書として「オフィスのユニバーサルデザインに向けて」（2004年）、「ユニバーサルデザイン総合評価手法」（2006年）、「オフィスのユニバーサルデザイン導入事例」（2008年）、「オフィスのユニバーサルデザインを語る」（2010年）として発刊されました。

さらに2013年度からは「ダイバーシティ」を主題に取り上げ、シンポジウム記録集『ダイバーシティの時代』（2014年）を刊行しています。

02 はじめに



主題説明

本発表では、ユニバーサルデザイン（UD）理念に基づく公共空間の包摂性について、近年増加する排除アート現象を手がかりに、FM領域における施設運用・設計判断の課題と展望を検討します。

UDは「誰一人取り残さない」という社会思想であり、公共性を担う空間管理の根幹に関わる概念です。

一方実務現場では、安全性・秩序維持・苦情対策の名の下、排除設計が採用される例が増加しています。

本研究の目的は、このギャップの背景を分析し、FMの視点から包摂的運用の指針を抽出することです。

研究背景と目的

<研究背景>

UDはしばしば福祉的概念と捉えられますが、実態としては都市経営・リスクマネジメント・社会包摂政策に関わる**総合的設計思想**です。
国内外で「公共空間の安全化」と「公共性の低下」が並行して進行しており、空間アクセス権の不均衡が生じつつあることが、研究動機です。

<研究目的>

- UD理念と公共空間マネジメントの整合性を検討する
- 排除アートの設計手法・導入要因を分析する
- FM領域における運用ガイドラインの方向性を提示する

03 先行研究の整理



本研究における先行研究の整理

ロナルド・メイス Ronald L. Mace

- UD概念の創出
「障害者のための設計」ではなく、「万人が使える設計」を考慮した設計思想
- UDの7原則

ジョン・ロールズ John Bordley Rawls

- 公正としての正義 (justice as fairness) 分配的正義論
- 権利と自由, 機会が公正な平等原理により分配され, 所得と富の不平等は社会的弱者の最大利益になるよう分配されなければならない

エドワード・ウィリアム・ソジャ Edward William Soja

- 空間的正義 ロールズの分配的正義を批判的に検討
- 正義や不正義は必ず特定の「場所」や「地理的条件」において発生する
- 単に財を分配するだけでなく、人々が住む都市や地域の構造自体が、権力関係や抑圧を生み出す可能性があるとは指摘 (空間的正義)
- 社会的に生産される空間は自然に存在するものではなく、社会的な営みの中で作り出されるため、社会的に変えることも可能
- 第三空間 (Thirdspace) - 生きられた空間

UDの基本構造

UDはハード整備だけでなく、意図された利用者像・利用行動・アクセス条件の設計を含む包括概念です。7原則のうち「**公平性**」「**柔軟性**」は、FMの稼働制約・安全運用との調整課題となります。

ユニバーサルデザインの7原則 ロナルド・メイス Ronald L. Mace

1. **公平性**：
お互いを認め合うこと。すべてのユーザーが等しく利用するためにはハード面だけでは解決しない。黒人差別撤廃という歴史的なアメリカ社会を反映。
2. **柔軟性**：
広範囲な個々のニーズと能力に対応すること。どのような人にも使用方法が選択できる。
3. **単純性と直感性**：
地域、学歴、慣習など、利用者の経験や知識、言語等に関わりなく単純で利用しやすいデザイン。
4. **認知性**：
ピクト、言語、触知情報等五感に対応するデザイン。視覚や聴覚などの知覚に障害のある人にも分かりやすい技術や伝達手段を用いる。
5. **許容性（安全性）**：
ユーザーの利用リスクを最小にし、もし誤って使用した場合でも最小リスクとなるよう設計する。
6. **効率性**：
ユーザーに余計な負担を掛けないで利用できる効率性を意味する。また特別な設備を用意するのではなく同じデザインの共用も求める。
7. **アプローチのスペースと利用のしやすさのためのサイズ**：
立位でも座位でも、様々な高さに対応できるデザイン。個別ニーズへの対応も忘れてはならない。

日本の政策展開

日本の政策は、1994年にハートビル法が施行されバリアフリー政策が先行、2005年にユニバーサルデザイン政策大綱が策定され、段階的に政策は統合されている³⁾。

障害者基本計画（2002年12月閣議決定）

バリアフリー

障害のある人が社会生活をしていく上で障壁(バリア)となるものを除去するという意味で、もともと住宅建築用語で登場し、段差等の物理的障壁の除去をいうことが多いが、より広く障害者の社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的なすべての障壁の除去という意味でも用いられる。

ユニバーサルデザイン

バリアフリーは、障害によりもたらされるバリア(障壁)に対処するとの考え方であるのに対し、ユニバーサルデザインはあらかじめ、障害の有無、年齢、性別、人種等にかかわらず多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境をデザインする考え方。

バリアフリー・ユニバーサルデザイン推進要綱（2008年3月バリアフリーに関する関係閣僚会議決定）

物理的な障壁のみならず、社会的、制度的、心理的なすべての障壁に対処するという考え方（「バリアフリー」）とともに、施設や製品等については新しいバリアが生じないよう誰にとっても利用しやすくデザインするという考え方（「ユニバーサルデザイン」）が必要

日本の政策ではユニバーサルデザインはバリアフリーを補完する位置づけ

04 排除アート



排除アートの定義

- 排除アート：特定行動・特定層の利用抑制を目的としたデザイン
- 例：仕切り付きベンチ、座面角度、鋏状突起、局所的照明
- 理念上は治安・清掃性・安全対策ですが、本質は空間的アクセス制御です。

仕切りの付いたベンチ



京王井の頭線渋谷駅前のおブジェ



ミヤシタパークの棒状ベンチ



青山のドーナツ状のベンチ



排除アートの登場背景

- 苦情対応型行政
- 安全配慮義務の強化
- 利用者平均像の固定化
- 見えない弱者の排除
- FM領域では、クレーム発生確率を最小化するための“リスク低減行動”として位置づけられます。

排除アートの影響範囲の拡大

対象が限定されない点が問題

- 高齢者
- 乳児連れ保護者
- 体調不良者
- 観光移動者
- 潜在的弱者性は誰もが持ちうるため、空間利用の自由が構造的に制限されます。

05 貧困の現実



ホームレスとは

- 戦後日本の貧困は、「復興」と成長の中で「減少」し、他方でバブル崩壊後の1990年代半ば以降「増加」という、「増減」で語られます。
- ホームレスは、「都市公園、河川、道路、駅舎、その他の施設をやむを得ず生活の場としている者」と、法的に定義されています。ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法
- この法律により「野宿者」、「路上生活者」、「住所不定」等の用語が「ホームレス」という用語に統一されました。
- 日本におけるホームレスの定義は、「ホームレス状態（Homelessness）」として居住不安定な人々全体を包括的に捉える先進ヨーロッパ諸国と比較して、対象が限定的である点が特徴的です。

ホームレスの実態

全国のホームレス数

	男	女	不明	合計	差引増▲減
令和2年	3,688	168	136	3,992	▲ 563 (▲ 12.4%)
令和3年	3,510	197	117	3,824	▲ 168 (▲ 4.2%)
令和4年	3,187	162	99	3,448	▲ 376 (▲ 9.8%)
令和5年	2,788	167	110	3,065	▲ 383 (▲ 11.1%)
石川県を除く(※1)	(2,786)	(167)	(110)	(3,063)	
令和6年(※2)	2,575	172	73	2,820	▲ 245 (▲ 8.0%) (▲ 243) (▲ 7.9%) (※3)

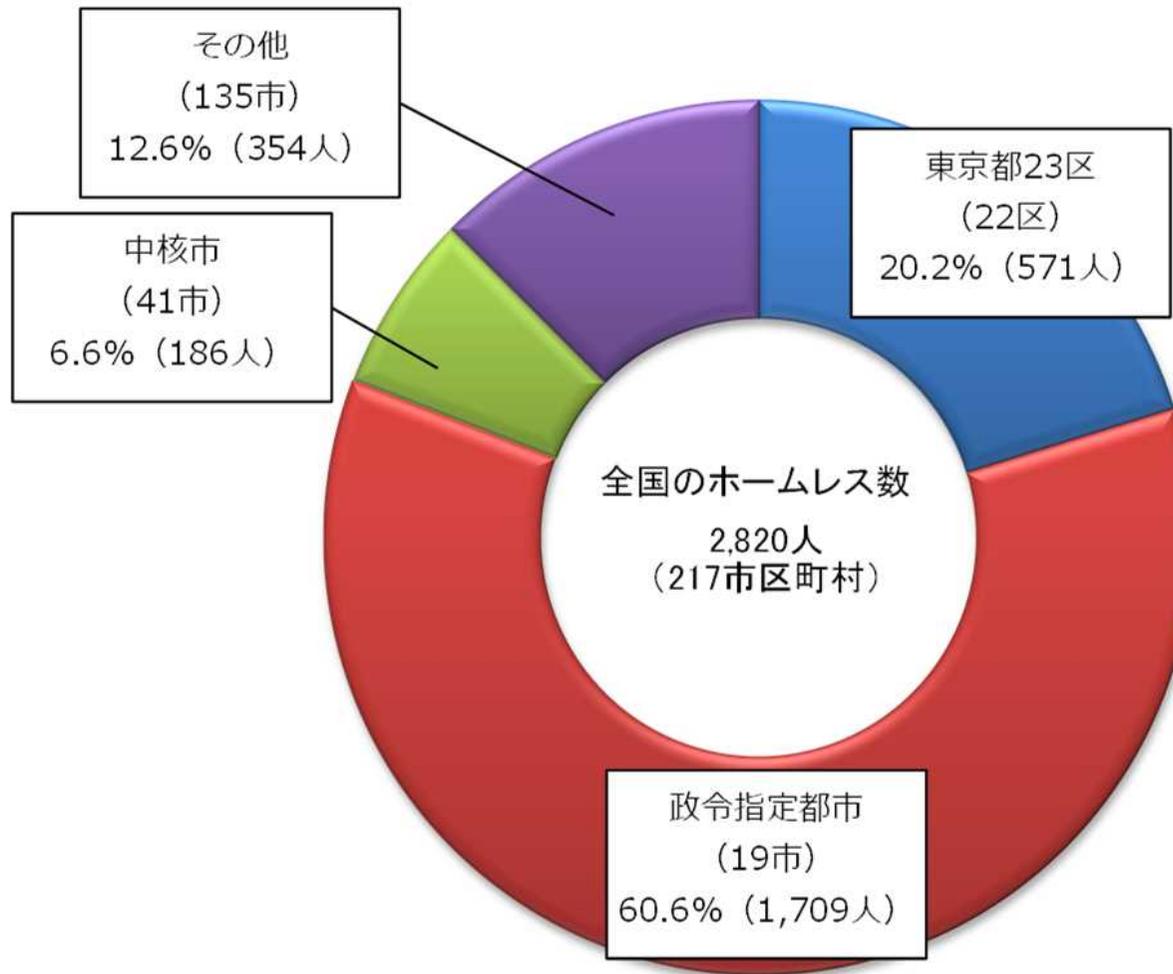
※1：令和6年と比較するために、石川県を除いた46都道府県の数値である。

※2：能登半島地震の影響により調査を実施していない石川県を除いた数値である。

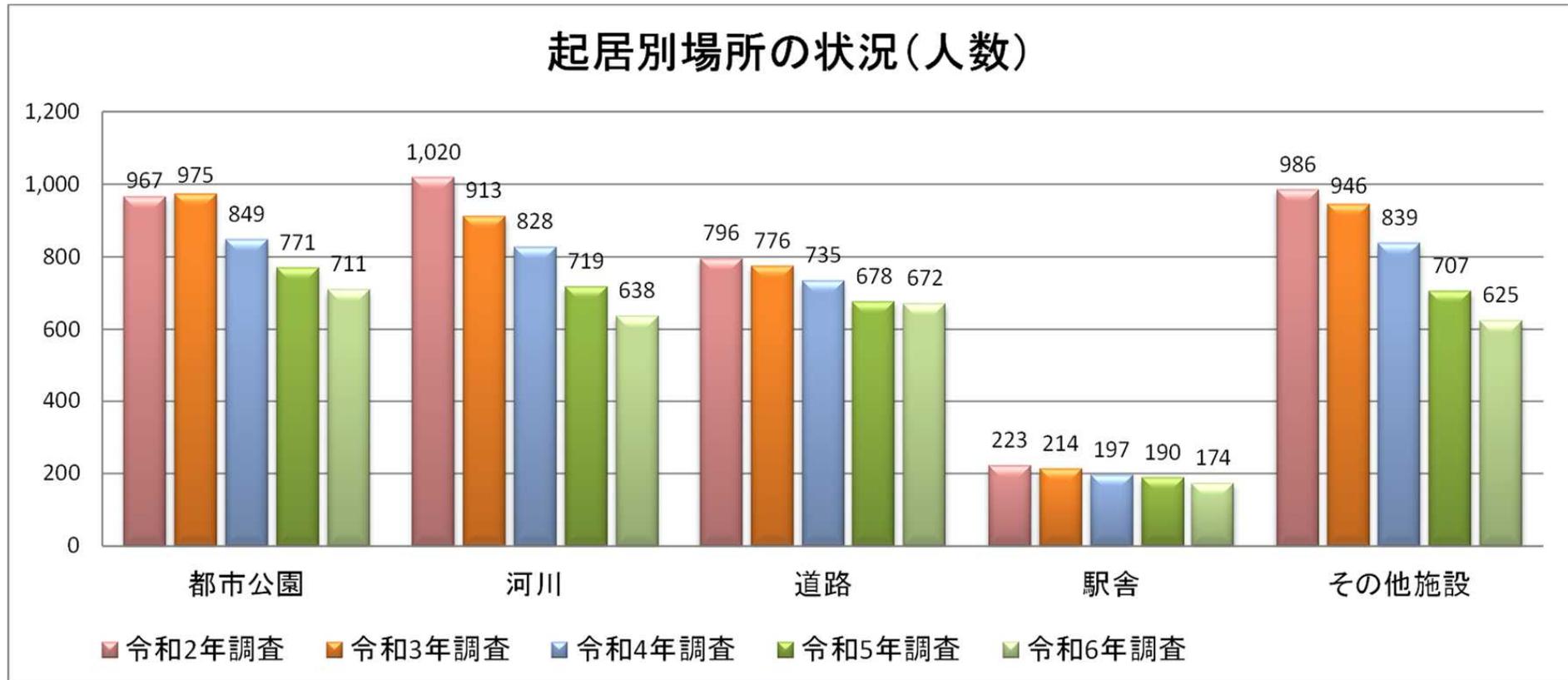
※3：※1と※2を比較した数値である。

ホームレスの実態

全国のホームレスの分布状況



ホームレスの実態



※令和6年は能登半島地震の影響により調査を実施していない石川県を除いた数値である



06 ファシリティマネジャーは何を目指すべきなのか

ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法

(公共の用に供する施設の適正な利用の確保)

第十一条 都市公園その他の公共の用に供する施設を管理する者は、当該施設をホームレスが起居の場所とすることによりその適正な利用が妨げられているときは、ホームレスの自立の支援等に関する施策との連携を図りつつ、法令の規定に基づき、**当該施設の適正な利用を確保するために必要な措置をとるものとする。**

行政・FM現場では、「管理義務＝滞留抑制」という誤読的運用が生じやすく、制度設計と実装の乖離が見られます。

571人 対 985万6992人

- 東京都23区内のホームレスは、571人と報告されています。これは、同区内東京都民の0.0058%に過ぎません。
- ホームレスの人数は景気の状態に左右され、今後再び増加する可能性はありますが、全国的にみてその存在人数、場所は限定的ですがその一方で排除アートは、全国的に広がりを見せています。
- 「571人はクレーマーにはならないが、985万6992人はクレーマーになる」可能はあります。しかしこれは、クレームが出る前に行われる過剰防衛とも考えられます。現状、ホームレスは限定的かつ減少傾向にあるにも係わらず、排除アートだけが拡散するリスクも懸念されます。

FMの判断構造

- 苦情対応型意思決定
- 標準利用者像の固定
- 短期的管理効率の優先
- 心理的安全性の過大評価
- これらが排除設計を誘発し、UDの制度理念と逆行します。

UDが意味する「選択の自由」

- UDは“弱者補填”ではなく“全員が主体的に**選択可能**な環境”を目指す思想です。
- 選択機会を奪う設計は、結果として都市のレジリエンス（回復力・耐久力）を棄損します。
- すべての人たちが安全，安心と快適を求め選択できることが重要です。

実務的対立軸

- 安全と公正
- 秩序と多様性
- 苦情抑制と包摂
- FMの役割は二項対立の調停であり、空間倫理と運用合理性の同時達成が求められます。

研究仮説とFMにおける新たな示唆

<研究仮説>

- 公共空間における排除的傾向は「苦情主導型マネジメント構造」と相関する。
- 仮に苦情圧力を主要KPIとする場合、包摂的空間は合理化対象となる。
- FMにおける“価値評価軸の転換”が必要です。

<FMにおける新たな示唆>

- 空間の社会的便益指標の導入
- 包摂性KPI (Inclusive KPIs) の設定
- リスク最小化から価値最大化モデルへ
- 多様性前提の利用調整プロセス

- UDは空間民主性を担保する社会基盤技術です。
- 排除アートは短期的管理合理性の産物である一方、長期的には都市の包摂性と社会的持続性を損ねます。
- FMは、秩序維持と公平性の両立という調整役として、デザインと運用双方から公共空間の質向上に寄与することが求められます。
- ファシリティマネジャーは、社会の現状を冷静に見極め、「誰一人取り残さない」という基本理念と「公共の秩序および快適性の維持」という2つの視点を両立させながら、ファシリティを通じて人・組織・社会に貢献するFMを推進していく責務があります。

ユニバーサルデザイン研究部会へのお誘い

当調査部会では、ワークプレイスのユニバーサルデザインについて調査研究を行ってきました。その範囲はUD、ダイバーシティ&インクルージョン、健康経営、ESG/SDGs など多岐にわたります。

<http://www.jfma.or.jp/research/scm10/index.html>

皆さまの参加をお待ちしております。